

## 金沢美術工芸大学紀要の発行について

平成 22 年 4 月 1 日

内規第 12 号

(紀要の発行)

第 1 条 本学教職員の研究発表機関として、紀要を発行する。

2 この内規における教職員は技術専門員を含むものとするが、当面の間、技術専門員に係る収録は研究報告、論文とする。

(名称)

第 2 条 紀要の名称は、公立大学法人金沢美術工芸大学紀要とする。

(内容等)

第 3 条 紀要には研究報告、論文、制作記録等を集録するものとし、年 1 回以上発行する。

(編集等)

第 4 条 紀要の編集及び発行は、金沢美術工芸大学図書館運営会議がこれにあたる。

(事務)

第 5 条 紀要に関する事務は、金沢美術工芸大学附属図書館が行う。

附 則

この内規は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この内規は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この内規は、令和 6 年 6 月 7 日から適用する。